

音声教材等の提供・使用申請について

1. 音声教材等とは

音声教材とは、発達障害等により教科書の文字等を読むことに困難がある児童生徒に向けて製作されている教材です。教科書の内容を音声で読み上げる等、様々な機能があります。学校の授業における利用や、家庭での予習・復習における利用が可能で、「読むこと」にかかる負担を軽減し、内容の理解に注力することができます。

また、拡大教科書と同様に使用できる教材として、視覚障害のある児童生徒に向けて、PDF版の拡大教科書が製作されています。文字の拡大機能や色の反転等の機能があり、読みやすい表示で教科書の内容を読むことができます。

この文書では、音声教材とPDF版の拡大教科書(PDF版拡大図書)を併せて、「音声教材等」とします。

参考資料2に掲載されている教材は、文部科学省の事業により製作されているもので、対象となる児童生徒へ無償で提供しています。

2. 提供の対象となる方・教科書について

音声教材等の提供対象は、学校において検定教科書等(検定教科書を点訳・拡大した教科書を含む)を使用しており、視覚障害や発達障害等により通常の検定教科書等では文字等を読むことが困難な児童生徒で、使用目的はその学習用途に限定されます。

提供対象となるのは、当該児童生徒が学校の授業において使用している教科書の音声教材等です。

3. 申請について

(学校関係者・教育委員会の方へ)

音声教材等の使用を希望する児童生徒がいる場合、音声教材等の製作団体へ提供申請を行ってください。申請方法等は参考資料1のとおりです。

また、保護者等から音声教材等の使用についての相談があった場合には、学校における児童生徒の学習の様子等を踏まえ、ご検討いただくようお願いします。音声教材等の使用が適切と判断される場合には、保護者等と相談しつつ、音声教材の提供申請を行っていただくようお願いします。

なお、音声教材等は文部科学省の委託事業により製作・提供しているため、音声教材等の使用に当たって、アンケートの回答等に御協力をお願いする場合があります。

(保護者の方へ)

お子さんが教科書を読むことに困難を抱えており、上述の提供対象に該当すると考えられ、学校の授業等で音声教材等の使用を希望される場合、学校の先生等に音声教材等の使用について御相談ください。

学校からの音声教材の提供申請が難しい場合には、家庭での予習・復習時に使用するために保護者から申請することも可能です。音声教材等の製作団体へ提供申請を行ってください。申請方法等は参考資料1のとおりです。

なお、音声教材等は文部科学省の委託事業により製作・提供しているため、音声教材等の使用に当たって、アンケートの回答等に御協力をお願いする場合があります。

4. 音声教材等について

音声教材等の詳細については、下記ウェブサイト等をご確認ください。

<p>文部科学省ホームページ 「音声教材」に関するページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukas_ho/1374019.htm</p> 	<p>文部科学省ホームページ 「PDF 版拡大教科書」に関するページ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukas_ho/1411600.htm</p> 
---	---

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課
教科用特定図書普及促進係